

# 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律48号)により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法等の一部が改正されることとされたため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正する。

## 2 条例改正の概要

今回の改正は法等に基づき、全国一律で改められる事項である。

(1)罰則の規定を改める。(厚木市国民健康保険条例第29条)

(2)罰則の規定を改めることに伴い、附則に経過措置を規定する。

## 3 条例改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律48号)により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止される。

これに伴い、国民健康保険法第127条第1項から、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されることになったため、同項に基づく罰則の規定である厚木市国民健康保険条例第29条について、国民健康保険法の改正による条項の移動に対応するため、「第9項」を「第5項」に改める。

また、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

さらに、附則として施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨の規定をするとともに、令和6年12月2日に、現に被保険者証を交付されている世帯主が、令和6年12月2日以降保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によること等を規定する。

## 4 施行日

令和6年12月2日

## 5 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号(法令で実施基準を規定)に該当するため実施しない。

## 改正マイナンバー法の施行

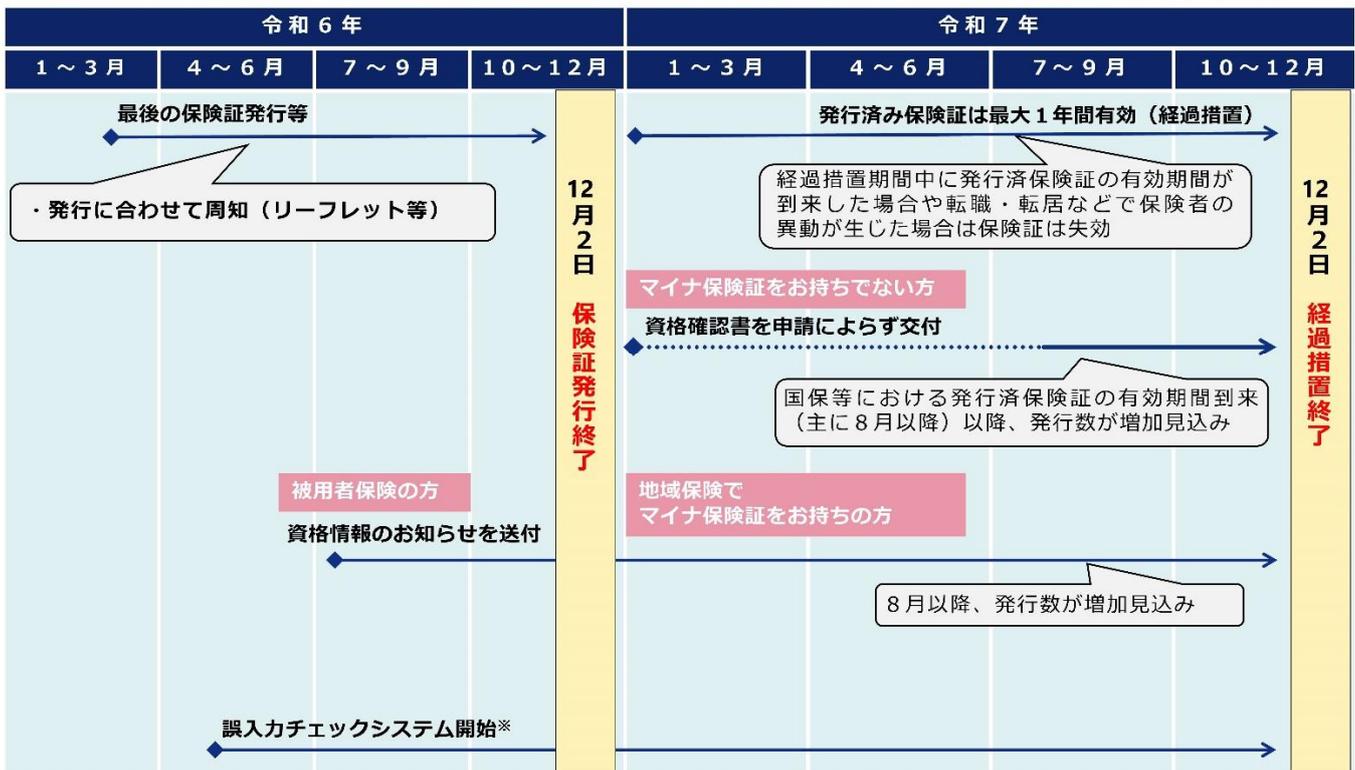
- 健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定・公布。  
 現行の健康保険証の発行については、**令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。**



国が先頭に立って、医療機関・薬局、保険者、経済界が一丸となり、より多くの国民の皆様がマイナ保険証を利用し、メリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進を行っていく。

3

## マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応



※ データ登録時に全件住民基本台帳のデータと突合